



## (1) 事業所の所在地等

### ①事業所の所在地等

**事業所名** 耳原訪問看護ステーション  
介護保険者番号：2760190013  
**サービスの種類** 訪問看護・介護予防訪問看護  
**住所** 堺市西区鳳南町五丁 595 耳原鳳クリニック内  
**連絡先** 電話 072-273-1774 ファクシミリ：072-273-0647

### ②出張所の所在地等

**事業所名** 耳原訪問看護ステーション サテライトふれあい  
**サービスの種類** 訪問看護・介護予防訪問看護  
**住所** 堺市北区蔵前町三丁 5 番 47  
**連絡先** 電話 072-252-1566 ファクシミリ：072-257-4222

### ②出張所の所在地等

**事業所名** 耳原訪問看護ステーション サテライトみなと  
**サービスの種類** 訪問看護・介護予防訪問看護  
**住所** 堺市堺区旭ヶ丘中町二丁 1 番 7  
**連絡先** 連絡先電話：072-245-6215 ファクシミリ：072-247-0355

## (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	この事業は、高齢者が要介護（要支援）状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護（介護予防訪問看護）を提供します。居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って作成される「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）を行います。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス提供を行います。</li><li>② 要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることの予防に資するように療養上の目標を設定して、計画的なサービス提供に努めます。</li><li>③ 主治医との密接な連絡、市町村、介護支援事業所、他のサービス事業所との連携に努めます。</li><li>④ 前 3 項のほか、「堺市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 条例第 58 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。</li></ul>

## (3) 窓口の営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、日曜祝日を除く上記以外で、年末年始休暇（12月30日から1月4日まで）は休業となります。
営業時間	午前8時45分から午後5時30分まで。
サービス提供時間	午前8時45分から午後5時30分まで。

#### （４）通常時にサービスを提供する地域

耳原訪問看護ステーション	堺市堺区 堺市西区
耳原訪問看護ステーション サテライトふれあい	堺市堺区 堺市北区
耳原訪問看護ステーション サテライトみなと	堺市堺区 堺市西区

#### （５）事業所の職員体制

事業所の管理者 中山 富有美  
 看護師 17名以上  
 療法士 6名以上  
 事務職員 2名以上

### 3. 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの内容、利用料について

#### （１）サービスの内容について

利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適当に行うことを目的として、次にあげる事業を行います。  
 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成及び利用者またはその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状態を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスを行います。

##### （サービス内容の例）

- ① 病状、障害の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他、医師の指示に基づく医療処置

#### （２）サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請

が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

③利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

④理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。理学療法士等のリハビリテーションのみの利用者については、初回訪問時や利用者の病状や変化に応じ、適切な援助を提供できるよう、看護職員による定期的な訪問を行います。理学療法士等と情報共有し、訪問看護計画書および報告書を連携して作成します。

⑤サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により必要に応じて変更することができます

⑥看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

### （3）緊急時および事故発生時の対応について

ご利用者の急変等の対処	ご利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡、および緊急連絡先に連絡をとる等の措置を講じるとともに、事業所管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
サービスの提供で事故が発生した場合	利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償について	利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
事業所の加入する損害賠償保険	保険会社名：社団法人全国訪問看護事業協会 保 険 名：訪問看護事業総合補償制度 保障の概要：訪問看護の業務遂行に伴い発生した、第三者に対する損害賠償責任の補償を行います。

### （4）身分証携行の義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### （5）高齢者の虐待防止について

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、その発見等のため、責任者を配置する等必要な体制をとるとともに、研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止に関する責任者： 管理者 中山 富有美

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

### （6）衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### (7) 利用料について

##### [訪問看護（介護予防訪問看護）の内容に対応する利用料]

\*利用者負担は、各利用者の負担割合に応じた額になります。

「重要事項説明書別紙（料金表）」および「加算同意書」をご参照ください。

実際の請求書においては、合算した単位数に単価を乗じるため上記の料金表と異なる場合があります

##### [交通費、キャンセル料等について]

利用者の居宅が、事業所から片道おおむね 20Km を超える場合は、交通費として 500 円を請求させていただきます。

サービス利用をキャンセルされる場合、サービス提供開始 1 時間前（1 時間未満）までに連絡がない場合は、キャンセル料として 1000 円を請求いたします。ただし、利用者の急変や緊急入院等、止むを得ない事情の場合は請求いたしません。

死後の処置を行った場合、エンゼルケア料金（5000 円）と物品材料費を請求致します。

#### 4. 利用料の請求および支払い方法について

利用料の請求	<p>** 請求書は、利用のあった月の翌月 15 日までに利用者宛にお届けします。ただし、請求額の無い月はお届けしません。</p>
利用料の支払い	<p>** 請求月の 27 日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。 （領収書の再発行は致しませんので、大切に保管ください）</p> <p>（ア）事業所指定口座への振込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金払い</p> <p>** お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 （医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただきます。

#### 5. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業所および事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
② 個人情報の保護について	<p>事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 事業所は、利用者及びその家族にかんする個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分する際にも第三者へ漏れることを防止するものとします。</p>

## 6. ハラスメントについて

利用者またはその家族などが従業者に対して、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、保険上定められている以外のサービスの提供を強要された場合などは、事業所は事実確認を行い、必要な措置を講じるものといたします。

## 7. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

## 8. 契約について

この重要事項説明書をご理解いただき、利用の契約を結んでいただきますが、契約書にうたっておりますように、利用者はいつでも契約の解除ができます。事業所は契約が維持できないような事態が起きた場合は解除することができます。（詳細は契約書をご覧ください）

## 9. 要望や苦情への対応

事業所は、自ら提供したサービス提供に対する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。事業所の苦情対応の窓口は、次の通りとします。

### 【相談及び苦情を受け付けるための窓口】

【事業者の窓口】	事業所名 耳原訪問看護ステーション 管理者 所在地 堺市西区鳳南町五丁 595 鳳クリニック内 電話番号 072-273-1774 FAX 番号 072-273-0647 曜日・時間 月～土曜日 9:00～17:00 (日・祝日、12月30日～1月4日を除く)
【市町村（保険者）の窓口】	
堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課	所在地 堺市堺区南瓦町3丁1 本館7階 電話番号 072-228-7513 FAX 番号 072-228-7853 曜日・時間 月～金曜日 9:00～17:30 (日・祝日、12月29日～1月3日を除く)
堺区堺保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係	所在地 堺市堺区南瓦町3丁1 電話番号 072-228-7520 FAX 番号 072-228-7870 曜日・時間 月～金曜日 9:00～17:30 (日・祝日、12月29日～1月3日を除く)
中区中保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係	所在地 堺市中央区深井沢町2470-7 電話番号 072-270-8195 FAX 番号 072-270-8103 曜日・時間 月～金曜日 9:00～17:30 (日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

西区西保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係	所在地 堺市西区鳳東町6-600 電話番号 072-275-1912 FAX番号 072-275-1919 曜日・時間 月～金曜日 9:00～17:30 (日・祝日、12月29日～1月3日を除く)
南区南保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係	所在地 堺市南区桃山台1丁1-1 電話番号 072-290-1812 FAX番号 072-290-1818 曜日・時間 月～金曜日 9:00～17:30 (日・祝日、12月29日～1月3日を除く)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 (介護保険室) 曜日・時間 月～金曜日 9:00～17:00 (日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

## 8. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	西暦	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「堺市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年 条例第58号)に基づいて、利用者に説明を行い、同意を得て交付しました。

事業者	所在地	大阪府堺市堺区大仙西町六丁184番地2
	法人名	社会医療法人 同仁会
	代表者名	理事長 田端 志郎 (印)

事業所	法人名	社会医療法人 同仁会
	所在地	大阪府堺市西区鳳南町五丁595 鳳クリニック内
	事業所名	耳原訪問看護ステーション
	届出管理者	中山 富有美

事業所の次のものが説明いたしました。

耳原訪問看護ステーション ( )
------------------

上記の内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住 所				
	氏 名	Ⓜ			
	代筆の場合	代筆者氏名	Ⓜ	続柄	
代理人	住 所				
	連絡先	(電話)                    -                    -			
	氏 名			続柄	

(代筆の場合も利用者欄をご記入ください)

2023年4月 調整